

6 主要な事業

1 市民生活の復興

方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

施策ア 被災者の事情に十分配慮しながら、個人住宅再建のための支援を行います。

No. 1 災害公営住宅整備事業

■ 事業目的

災害により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、低廉な家賃で入居できる公営住宅を整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

- | | | |
|------------|-----------------|-------------|
| (1) 計画戸数 | 市：270 戸、県：630 戸 | 計 900 戸（予定） |
| (2) 市の建設計画 | 平成 23 年度 | 12 戸 |
| | 平成 24 年度 | 120 戸 |
| | 平成 25 年度 | 138 戸 |
| (3) 種 類 | 集合住宅 | |

※ 被害の大きい地区を対象として、優先的に建設する予定であり、需要調査を実施しながら建設場所や建設戸数、建設形態（集合住宅、戸建住宅）などを決定。

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 28 年度



災害公営住宅イメージ図



1 市民生活の復興	
方針①	被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。
施策ウ	住宅の高台移転や宅地のかさ上げなどにより、津波などの災害にあわない安全な居住環境を整えます。
No. 2	防災集団移転促進事業

■ 事業目的

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害により居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進。

■ 事業主体

市

■ 事業概要

- (1) 災害により居住に適当でないと認められる移転促進区域を設定
- (2) 住宅団地を整備
10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要
※ 新潟県中越地震被災地については、5戸以上などに緩和する特例あり。
- (3) 移転者に対する助成などについて国土交通大臣と協議
- (4) 集団移転促進事業計画を策定

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 28 年度

■ 国庫補助対象（補助率：3/4（現行））

- (1) 住宅団地の用地取得造成
- (2) 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- (3) 住宅団地の公共施設の整備
- (4) 移転促進区域内の農地などの買い取り
- (5) 住宅団地内の共同作業所など
- (6) 移転者の住居の移転に対する補助

1 市民生活の復興

方針① 被災者の早期の住宅再建を支援するほか、地域コミュニティの維持・形成に配慮した、安全な生活環境を確保します。

施策才 新たな居住環境において、人と地域のつながりが保てるよう配慮します。

No. 3

地域公民館整備支援事業

■ 事業目的

被災地域における地域コミュニティの維持・形成を図るため、拠点施設となる地域公民館の整備を支援。

■ 事業主体

地域公民館、市

■ 事業概要

市内地域公民館 132 館のうち、被災した地域公民館 33 施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援。

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 32 年度

■ 事業実施予定地

No.	地 区	施 設 名 (所在地)	被害状況
1～2	盛町	八幡町公民館屯所(内ノ目)／桜場公民館(宇津野沢)	一部損壊
3～4	大船渡町	地ノ森2区公民館(地ノ森)／田中公民館(明神前)	一部損壊
5		北笹崎公民館(笹崎)	半壊
6～13		中央通り公民館(新田)／台町公民館(台)／茶屋前公民館(茶屋前)／須崎町公民館屯所(野々田)／南町公民館(野々田)／浜町町内会公民館屯所(笹崎)／永沢公民館コミュニティ消防センター(永沢)／宮ノ前地域公民館(宮ノ前)	全壊
14	末崎町	神坂公民館(神坂)	大規模半壊
15～21		内田公民館(内田)／細浦公民館(細浦)／小細浦公民館(小細浦)／小河原公民館(大田)／門之浜公民館(門之浜)／西館公民館(中森)／泊里公民館(泊里)	全壊
22	赤崎町	沢田地域公民館(石橋前)	半壊
23		大洞公民館(大洞)	大規模半壊
24～27		佐野地域公民館(佐野)／宿地域公民館(跡浜)／山口公民館(山口)／永浜地区漁村センター(大立)	全壊
28	(蛸ノ浦)	清水公民館(清水)	全壊
29	三陸町	石浜地区多目的集会施設(八ヶ森)	一部損壊
30～31	綾里	岩崎公民館(岩崎)／港公民館(港)	全壊
32	三陸町	浦浜西区公民館(所通)	一部損壊
33	越喜来	泊公民館(泊)	全壊

2 産業・経済の復興

方針① 経済活動の早期再建を支援し、雇用の確保を図ります。

施策ア 仮設の工場や事務所の整備などにより、被災企業などの早期の事業再開を支援します。

No. 4 仮設店舗等貸与事業

■ 事業目的

仮設店舗、仮設工場などを整備し、被災した中小企業などへ貸与することで速やかな事業再開を支援。

■ 事業主体

中小企業基盤整備機構、市

■ 事業概要

要請に基づき中小企業基盤整備機構が仮設施設（店舗・事務所・工場など）を整備し、市を通じて被災した中小企業者に貸与。

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 25 年度（施設貸与は原則 2 年間）

■ 事業実施予定地

（平成 23 年 9 月 30 日現在）

No.	地 区	予 定 地	区画数
1	盛 町	字内ノ目 14-8（店舗・倉庫）	5
2～13	大船渡町	字茶屋前 57-5 ほか（店舗）／字地ノ森 35-16（店舗）／字野々田 21-2 ほか（店舗）／字永沢 21-1 ほか（店舗兼作業場）／字野々田 19-1 ほか（店舗）／字地ノ森 45-17 ほか（店舗・倉庫）／字野々田 23-6（店舗）／字永沢 22-1 ほか（店舗・事務所）／字永沢 17-4（工場・店舗）／字茶屋前 59-1（店舗）／字上平 118（工場）／字中港 3-100（事務所）	1 2 2
14～15	末崎町	字小細浦 44-7（店舗）／字神坂 59-1（店舗・事務所）	1 5
16～22	三陸町 綾 里	字黒土田 103-1（店舗）／字黒土田 17-3（作業場）／字中曽根 89-4（作業場）／字岩崎 46-10（作業場）／字港 62-1（作業場）／字清水 198-1 ほか（店舗・作業場）／字石浜 46-1（作業場）	2 5
23～24	三陸町 越喜来	字所通 21-14 ほか（店舗・事務所）／字所通 20-21（事務所）	1 3

2 産業・経済の復興

方針③ 水産業の早期再建を図ります。

施策才 水産関連施設の防災機能の向上を図るほか、集約化などにより効果的に整備します。

No. 5 漁港関係施設等復旧事業（漁港施設）

■ 事業目的

漁業の早期再開を目的に、地震や津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設などについて、災害復旧工事を実施。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

- (1) 防波堤、岸壁、臨港道路など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 28 年度

■ 事業実施予定地

No.	漁港名	管理者	地 区
1	千歳	市	吉浜
2	扇洞	市	〃
3	吉浜	市	〃
4	増館	市	〃
5	小壁	市	越喜来
6	泊	市	〃
7	鬼沢	市	〃
8	小石浜	市	綾里
9	砂子浜	市	〃
10	野野前	市	〃
11	小路	市	〃
12	長崎	市	赤崎
13	合足	市	〃
14	蛸ノ浦	市	〃
15	碁石	市	末崎
16	泊里	市	〃
1	大船渡	県	大船渡・末崎
2	門の浜	県	末崎
3	綾里	県	綾里
4	越喜来	県	越喜来
5	崎浜	県	〃
6	根白	県	吉浜

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 6

道路復旧事業

■ 事業目的

地震、津波により被災した道路・橋梁の復旧。

■ 事業主体

県、市

■ 事業路線

◆ 県 道

- ・主要地方道大船渡綾里三陸線、主要地方道大船渡広田陸前高田線、県道崎浜港線、県道丸森権現堂線、県道碯石海岸線

◆ 市 道

- ・日頃市地区
舟野線、大森線、沼川大森線、下甲子3号線、郷道2号線、長安寺板用線ほか2路線
- ・立根地区
野尻萱中2号線
- ・猪川地区
大船渡高校北線
- ・盛地区
沢川3号線、佐野橋取付線
- ・大船渡地区
野々田川口橋線、地ノ森2号線、宮ノ前下平線、宮ノ前砂子前線ほか24路線
- ・末崎地区
高清水鶴巻線、山岸海岸線、平林大田線、作沢大田線、小細浦線ほか15路線
- ・赤崎地区
亀井田1号線、後ノ入線、跡浜6号線、生形7号線、跡浜山口線ほか3路線
- ・蛸ノ浦地区
清水山手線、蛸ノ浦合足線、合足海岸線
- ・綾里地区
小路漁港線、田浜線、綾里線、石浜海岸線、小石浜砂子浜線、白浜海岸線ほか17路線
- ・越喜来地区
三陸駅小泊線、河内線、浪板漁港線、大塩線、浦浜川東側添線、小壁線ほか19路線
- ・吉浜地区
吉浜海岸線、吉浜漁港線、水口線、扇洞線、増館線、大窪線、千歳線ほか5路線

■ 事業期間

平成23年度～平成25年度

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 7 道路新設・改良事業

■ 事業目的

高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

(1) 高台、防災拠点へのアクセス道路及び県道の整備

- ・三陸復興道路整備事業による水産業の復興を支援する県道整備（岩手県復興計画）
主要地方道大船渡広田陸前高田線、主要地方道大船渡綾里三陸線、県道碓氷海岸線、
県道崎浜港線
- ・市道の整備
田茂山明神前線、市役所庁舎前線、盛小学校線、富岡線

(2) 災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路の整備

- ・市道の整備
野々田川口橋線（新田地内）、大船渡北小学校線、永沢線、砂子前線、細浦地区避難路、
平林大田線、小細浦中野線、三十刈線、山田線、山口6号線、沢田宮野線、山口線、大
洞線、蛸ノ浦小学校線、鳥沢線、石浜海岸線、白浜地区避難路、道合大久保線、小石浜
海岸線、矢作地区～小南地区避難路（越喜来）、浦浜地区避難路、吉浜中学校線、根白
滝の沢線、関谷轆轤石線、中井下欠線、猪川保育園線など

(3) 地盤沈下により冠水する道路などの整備

- ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備（岩手県復興計画：「まちづくり連携道
路整備事業」）
- ・市道蛸ノ浦合足線、市道下平線、市道野々田川口橋線など

■ 事業期間

平成23年度～平成32年度

3 都市基盤の復興

方針① 被災した都市基盤施設を早期に復旧するとともに、防災機能向上のために必要な整備を行います。

施策ア 道路・河川、港湾施設などを復旧します。

No. 8

林道整備事業

■ 事業目的

災害発生時における主要道（国道、県道及び市道）不通の事態に対応するため、主要道を補完する迂回路として林道を整備。

■ 事業主体

県、市

■ 事業概要

(1) 内容

東日本大震災の津波や地震の影響により、主要道が通行不能となった地区において、災害発生時において主要道の迂回路となる林道を整備。

① 林道平根線	三陸町越喜来字小出～三陸町吉浜平根の区間に開設 施工延長 約 5,500m
② 林道甫嶺線	三陸町越喜来字鬼沢、甫嶺地区内に開設 施工延長 約 6,000m

(2) 事業費負担割合

用地取得費を除き、国、県において全額助成を想定。

■ 事業期間

平成 23 年度～平成 32 年度

